

コロナ禍で三密の職場は我慢するしかない？ 感染したら労災？

昨年の夏、新型コロナウイルスをめぐる日米欧6カ国の世論調査において、感染症対策などの面で、職場環境を評価する人の割合が、日本では最低だったとの結果が、新聞報道等を通して公表されました。つまり、日本の労働者は職場のコロナ対策などに不安が強く、リモートワークや柔軟な勤務時間の導入が課題であることが示唆されました。

各自治体の労働相談センターや労働組合等の団体で相談窓口を設けていますが、飲食業や小売業、医療福祉関連等の、対面で行わざるを得ない業種にとどまらず、オフィスで事務作業を行う人からも、職場の環境に関する相談が多く寄せられているようです。

●職場に感染防止策を求める

使用者は、労働者が生命や身体などの安全を確保しつつ、労働ができるよう配慮する義務があります（労働契約法第5条、労働安全衛生法第3条第1項）。これを怠った場合、使用者は損害賠償責任を問われるケースもあります。

労働者は、労働組合または会社と話し合って、従業員同士の距離をとったり、マスクの着用や室内換気など、衛生管理体制の強化などの対策について、適切な対応を求めることができます。

オフィスビル経営者の全国団体である一般社団法人日本ビルディング協会連合会は、「[ビル事業における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン](#)」を公表しています。ガイドラインでは、感染予防や感染拡大防止策はビル側とテナント側の相互理解と、感染者発生時の対応に関する相互連携等が必要であるとし、感染者等が発生したときの感染拡大防止措置とビル内での周知に関する対応のあり方を示しています。

また、厚生労働省労働基準局長からは「[職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について](#)」という通知が、労使団体の長あてに出されています。その通知では、労働衛生管理体制の再確認、換気の徹底等の作業環境管理、職場の実態に応じた作業管理などの実施を求めています。

●オフィスビルでの感染予防と拡大防止策

おそらく、規模の大きいオフィスビルで勤務している人は、ビル内のテナントでの感染者発生との連絡を日々受けていると思われます。

では、従業員に感染者、濃厚接触者が出た場合、こういった対応をするのでしょうか。

まず、感染者や濃厚接触者に対して、医療機関が感染拡大のリスクがないと判断するまで、出社を控えるように指示します。続いて、職場のクラスターを防ぐため、社内の消毒を行い、感染者や濃厚接触者との接触があったかどうかの行動確認、社内外への通知、事業活動を継続するかどうかの判断等、やるべきことは数多くあります。

職場での感染症対策が不十分と感じている場合、これらのガイドラインや通知が出ていることを伝え、ひとたび感染症や濃厚接触者が出た場合、事業活動の継続が危ぶまれる危険性を伝え、適切な対応をとるよう求めてください。

●業務・通勤に起因するものは労災

新型コロナウイルス感染が、業務・通勤に明らかに起因するのであれば、労災・通災の適用となります。厚生労働省から「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例](#)」が公表されています。

医師、看護師、介護従事者等の医

療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。医療従事者等以外の労働者の場合、感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災の対象となります。

感染源が業務に内在しているとは、たとえば飲食店勤務で、業務中に新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたためにPCR検査を受けたところ、陽性が確認されたとか、勤務中に同僚と車に同乗し、後日、同僚の感染が確認され、本人も体調を崩したため検査を受けたところ、陽性と判定された場合などです。

●感染経路が特定されなくても対象となる場合

感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事し、業務により感染した蓋然性が高いと認められる場合は、労災の対象になります。感染リスクが相対的に高い業務とは、複数の感染者が確認された労働環境下での業務や、顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務などのことです。

たとえば、店頭での接客業務等に従事する小売店販売員で、日々数十人と接客し、商品説明等を行う業務を行っているとか、タクシー乗務員で、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っているといったケースです。

このような場合において、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いと認められると、感染経路は特定されていませんが、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されます。

(クルー 内藤真弓)